

令和5年5月8日

保護者 様

静岡県立静岡中央高等学校
校長 杉山 忍

今後の学校における新型コロナへの対応について

若葉の候、保護者の皆様におかれましては、日頃から本校の教育活動に御理解をいただき感謝申し上げます。

5月8日より感染症法の5類に位置付けられることに伴い、本校では下記のように対応をいたしますので、引き続き、御理解と御協力をお願いします。

記

1 学校で実施する感染症対策

マスクについては着用を求めないことを基本とします。

健康観察	<ul style="list-style-type: none">発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養してください。毎日の体温チェック、健康観察をしてください。
換気の確保	<ul style="list-style-type: none">気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに、2方向の窓を同時に開けて換気します。
手洗い等の手指衛生	<ul style="list-style-type: none">外から教室に入る時やトイレの後、食事の前後など、流水と石けんでのこまめな手洗いを実施します。

2 出席停止期間について

5類感染症への移行後の療養期間の考え方等を踏まえ、感染した場合は出席停止期間の基準を「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とします。

また、欠席した場合は、欠課となり、課題等による補充の対応はいたしません。

※5類感染症は、「学校保健安全法施行規則」上では第2種感染症の扱いとなり、以下の様に規定されています。

- 空気感染又は飛沫感染するもので、児童生徒の罹患が多く、学校で流行を広げる可能性が高い感染症
- 出席停止の期間の基準は、感染症ごとに規定（例 インフルエンザ：「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日」、麻しん：「解熱した後3日を経過するまで」）

担 当 副 校 長 ・ 教 頭
電 話 番 号 054-209-1814